

あま市スポーツ少年団本部規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この団は、あま市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本部の事務局は、あま市教育委員会スポーツ課内に置く。

第2章 目 的

(目的)

第3条 本部は、日本スポーツ少年団の目的に従い、青少年がスポーツを通じて地域活動及び奉仕活動を計画的・継続的に行うことにより、心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

(事業)

第4条 本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団指導者の養成
- (2) スポーツ少年団活動の援助
- (3) 関係団体相互の連携と育成強化
- (4) 市関係事業等への協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部の目的達成に必要な事業

第4章 組 織

(組織)

第5条 本部の構成員は、あま市内に在住、在学または在勤する青少年及び指導者で、それぞれ種目別に構成された登録団体で組織するスポーツ団体（以下、「単位団」という。）とする。

- 2 単位団は、本部を構成する組織（以下「連盟」という。）に加盟しなければならない。
- 3 単位団の構成員は、概ね10人以上とする。
- 4 単位団は、2名以上の指導者を置くものとする。

第5章 役 員

(役員)

第6条 本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名

(5) 監事 1名

(6) 理事 若干名

(役員を選任)

第7条 理事は、連盟から各2名選出する。

- 2 本部長及び副本部長は、理事の互選により選出する。
- 3 事務局長は、本部長の指名により選出する。
- 4 監事及び会計は、理事の互選により選出する。

(役員職務)

第8条 本部長は、本部を代表し、業務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、本部の事務を処理する。
- 4 会計は、本部の経費を処理し、常に出納を明らかにする。
- 5 監事は、事務を管理するとともに、本部の会計監査を行うものとする。
- 6 理事は、本部の運営及び業務全般について意見等を述べることができる。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第6章 会議

(役員会の招集)

第10条 役員会は、必要に応じて本部長が召集する。

- 2 役員会の議長は、本部長とする。
- 3 役員会は、役員総数の半数以上の出席があれば開会することができる。
- 4 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の時は、議長が決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、当該議事について、あらかじめ書面をもって承認するものとする。この場合、前1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(役員会の審議事項)

第11条 役員会は、次の事項を審議し承認する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 団体の加入、脱退、休止、除名

(4) 規約の改廃

(5) その他運営に関する必要事項

(総会の招集)

第12条 総会は、役員及び各単位団から選出された1名をもって構成し、毎年1回以上本部長が招集する。

2 総会の議長は、本部長とする。

(総会の定足数)

第13条 総会は、2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 総会の議事は、出席者の2分の1以上の賛同を得て決議する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため、総会に出席できない者は、当該議事について、あらかじめ書面をもって表決するものとする。この場合、前1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第14条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 団体の加入、脱退、休止、除名

(4) 規約の改廃

(5) その他必要事項

第7章 会計

(会計)

第15条 本部の経費は、次に掲げるものとする。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄附金

(4) その他の収入

(会計年度)

第16条 本部の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第17条 本部の規約は、総会の決議を経て変更することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めなき事項は、役員会で審議、承認のうえ、総会で議決を得るも

のとする

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年3月22日から施行する。

附 則 (平成23年5月24日議案第1号)

(改正)

- 1 この規約は平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月12日議案第1号)

(改正)

- 1 この規約は平成27年5月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年5月10日議案第1号)

(改正)

- 1 この規約は平成28年5月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。